

看板設置時の注意点について

この度は、市条例の啓発看板の設置にご協力をいただき、ありがとうございます。看板は、市から皆様に譲渡されるもので、所有者は皆様となります。適切な管理にご協力をお願いします。

1 看板の裏面に看板の所有者・管理者を明記しましょう。

2 看板は安全な場所に、しっかりと固定して設置しましょう。

※結束バンド等でしっかりと固定してください。テープだけで固定すると、劣化して外れるおそれがあります。

3 看板は自宅や所有地など、所有者が管理する場所に設置しましょう。

※電柱や他の私有地のフェンス、道路のガードレールなど、所有者が管理されていない場所に無断で設置することは絶対にしないようにしてください。

4 看板を設置したことにより生じた事故等に伴う損害の賠償については、設置された方が負担することになります。

(担当課)

ポイ捨て禁止・犬のフン持ち帰り

寝屋川市環境部環境総務課 TEL 072-824-0911 (直通)

受動喫煙防止

寝屋川市健康部保健総務課 TEL 072-829-7771 (直通)